

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○公共測量の終了の通知 (用地対策課)	1
○地籍調査の事業計画の一部変更 ()	1
○道路の供用開始 (道路課)	1
高知県選挙管理委員会告示	
○高知県知事選挙の当選人の住所及び氏名 (11・30掲示)	1
監査公表	
○監査の結果に関する報告に基づく措置結果	1
高知県人事委員会告示	
◎告示(口頭による開示請求を行うことができる個人情報)の一部改正 (11・22掲示)	3
落札公告	
○落札者等の公告 (公営企業局 県立病院課)	3

告 示

高知県告示第767号

南国市長から平成23年11月高知県告示第733号(公共測量の実施の通知)で告示した公共測量を平成23年11月10日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成23年12月6日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第768号

平成23年5月高知県告示第288号で告示した平成23年度における地籍調査の事業計画の定めの一部を変更したので、国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第5項の規定により次のとおり告示する。

平成23年12月6日

高知県知事 尾崎 正直

区分	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
変更前	奈半利町	安芸郡奈半利町花田の一	平成23年

変更後	部、タビ谷及び奥ノ又	度中
	安芸郡奈半利町花田及び池里の各一部、タビ谷並びに奥ノ又	

高知県告示第769号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年12月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年12月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 安田東洋
- 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
安芸郡馬路村馬路字五郎渕4167番6から 安芸郡馬路村馬路字五味389番まで	215	平成23年12月7日

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第114号

平成23年11月27日に行った高知県知事選挙において当選した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成23年11月30日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

住所	氏名
高知県高知市鷹匠町二丁目2番6号	尾崎 正直

監 査 公 表

監査公表第13号

平成23年12月6日

高知県監査委員

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定によ

り、高知県知事等あて報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

23高行管第200号
平成23年10月31日

高知県監査委員 様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について(通知)
平成23年10月5日付け23高監報第8号で報告のありましたうえのことについて、指摘とされた機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第12項の規定により下記のとおり通知します。

記

第1 指摘とされた機関

1 南海地震対策課

(1) 事実認定

平成22年度地防第1号南海地震長期浸水対策事業委託業務において、検査命令権者以外の者が、検査職員から完了検査の結果報告を受けて、合否の決定を行い受注者に通知していた。

(2) 指摘事項

上のことは、検査の合否の決定及び受注者への通知は検査命令権者が行わなければならないとする高知県土木設計等委託業務検査規程(平成13年4月1日高知県訓令第14号の2)第12条に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないように適正な事務処理を強く求める。

(3) 原因又は理由

検査命令権者が不在であったため、次席者が代決できるものと錯誤したものです。

(4) 措置状況

今後は、このような誤りがないよう、所属職員に対し、契約や会計事務処理、職務権限等に関する規則等の遵守についての周知徹底を図り、適正な事務処理を行います。

2 医療政策・医師確保課

(1) 事実認定

ア 平成21年度高知県看護師宿舎施設整備事業費補助金(平成22年度へ繰越)について実績報告書が提出され、検査を平成22年9月30日に行った際に、知事の承認を得ないまま根抵当権が設定されていることが明らかになったにもかかわらず検査合格とし、補助金を支出していた。

イ 平成22年度高知県臓器移植対策事業費補助金において、補助金交付要綱の有効期間が、平成19年4月1日から平成22年5月31日までであるにもかかわらず、6月、

9月、12月で全額概算払をしていた。

なお、補助金交付要綱は平成23年3月に改正し、平成22年4月1日に遡り適用することとしていた。

(2) 指摘事項

ア (1)のイは、補助事業者が、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「補助金等交付規則」という。)第19条及び高知県看護師宿舍施設整備事業費補助金交付要綱第8条第5号の規定に反していたにもかかわらず、補助金の検査において合格としていた不適正な事務処理である。

イ (1)のイは、要綱の有効期間の確認を怠ったものであり、失効した補助金交付要綱に基づき補助金を支出した不適正な事務処理である。

今後は、ア及びイのようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 原因又は理由

ア 平成21年度高知県看護師宿舍施設整備事業(以下「本事業」という。)は平成21年度に交付決定後、平成22年度に繰越して実施し、平成22年8月18日に補助対象事業者より実績報告書を受け付け、平成22年9月30日に完了検査を行いました。

その際、実績報告書の関係書類として提出された経費所要額精算書及び登記完了証に、本事業で取得した建造物に知事の承認を得ないまま設定された根抵当権に係る記載があったにもかかわらず、事務担当者をはじめ検査職員及び決裁者の補助金交付要綱の確認漏れにより、検査合格とし補助金を支出していたものです。

イ 高知県臓器移植対策事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)は、平成9年度に施行、平成10年度以後は要綱の有効期間を3か年として3年ごとにこれを改正し、事業を継続してきました。平成22年度は要綱の改正時期でしたが、事務担当者をはじめ決裁者の確認不足により、要綱改正を行わないまま交付決定し、概算払をしていたものです。平成22年度当初の交付決定時は要綱の有効期間内でしたが、6月、9月、12月の概算払時は要綱の有効期間を超過していました。

(4) 措置状況

ア 今回の指摘は、事務担当職員及び検査職員等の補助金交付要綱の確認漏れと、補助金等交付規則に基づいた事務に関する認識不足によるものです。

今後は、補助金等交付規則等関係法令にのっとり適正な事務の実施はもとより、完了検査時には、要綱等必要な書類の確認を改めて徹底し、適正な事務処理に努めてまいります。

なお、本事業については補助事業者と連絡を取り、本

事業により取得した建造物への根抵当権の設定は解除されました。

また、今年度の当課所管の施設整備費補助対象事業者には、改めて交付要綱に定める諸条件の周知徹底を行いました。

イ 今回の指摘は、事務担当職員等の補助金等交付規則に基づいた事務に関する認識不足並びに要綱の有効期間及び支払時の確認漏れによるものです。

今後は、補助金等交付規則等関係法令にのっとり適正な事務の実施はもとより、施行何時や支出命令時における交付要綱等必要な書類の確認を改めて徹底し、適正な事務処理に努めてまいります。

3 情報政策課

(1) 事実認定

平成22年度情報ハイウェイ接続用機器設定手数料(426,825円)について、支出負担行為を平成23年4月に2月2日に遡って行っていた。

(2) 指摘事項

上のことは、高知県会計規則(平成4年高知県規則第2号。以下「会計規則」という。)第43条第6項の規定に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 原因又は理由

今回指摘を受けた事項は、当該機器設定に係る契約について、施行何の後の支出負担行為の作成を支払時期まで失念していたため生じたものであり、会計・契約事務に関する認識不足によるものです。

(4) 措置状況

今後は、このような指摘を受けることがないよう、会計・契約事務に関する規則等の周知徹底とチェック体制の強化を行い、適正な事務処理に努めます。

4 計画推進課

(1) 事実認定

平成22年度高知県多地域双方向型起業家養成研修事業において、平成22年4月1日に事業の内容や経費を負担する額などに関する協定書を締結していたが、負担金1,008,000円の支出負担行為は12月17日に行っていた。

(2) 指摘事項

上のことは、会計規則第43条第6号に反する不適正な事務処理である。

今後はこのようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 原因又は理由

今回の事例は、支出額が10万円を超える負担金の場合、

支出負担行為に関する手続の時期が負担の決定(協定書の締結)をしようとするときであったものを、10万円以下の場合と同様に、支出を決定しようとするときと同時で構わないと錯誤していたために生じたものです。

(4) 措置状況

今後は、同様の誤りを繰り返すことのないよう、会計事務の基本を改めて徹底するとともに、会計規則に沿った適正な事務処理に努めてまいります。

5 森づくり推進課

(1) 事実認定

畑山県行造林立木公売において、平成23年2月28日に一般競争入札を行い、落札者を決定している。入札保証金については、歳入歳出外現金に受け入れており、3月4日に落札者から立木売買代金への充当申出書が提出されたが、歳入歳出外現金の払出しを行い、県営林事業特別会計に財産売払収入として受け入れたのは、翌年度の平成23年7月15日であった。

(2) 指摘事項

上のことは、会計規則第22条の規定に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 原因又は理由

今回指摘を受けた歳入歳出外現金の払出しについては、本来、契約日以降速やかに行うべきものを、

- ① 担当者が土地所有者への分配時までに行えば良いと誤認していたこと
- ② 人事異動による引継ぎが不十分であったこと
- ③ 管理監督の立場にある職員による事務管理やチェック機能が働かなかったことが原因です。

(4) 措置状況

会計処理に関する基本的な認識の欠如、不十分な引継ぎ、管理監督の立場にある職員による事務管理やチェック機能が働かなかったことを反省し、適正に事務処理を行うため、

- ① 職員全員に今回の指摘内容について周知を図るとともに、会計規則に基づく適正な会計処理の徹底及び周知を図ること
- ② 人事異動に伴う引継ぎの徹底と事務処理確認の強化を図ること
- ③ 担当者はもとより、管理監督の立場にある職員は、事務執行の前段階で支払に至るまでの一連の会計処理について、確認行為を徹底することにより、適正な会計処理及び進行管理に努めることとします。

6 漁業管理課

